



## 新年のご挨拶

一般社団法人麴町青色申告会 会長 松江 高光

令和5年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

ここ数年続いている新型コロナウイルス感染症は、昨年も相変わらず世界中で猛威を振るい、移動制限・外出自粛等一部緩和されてきたものの、感染者数の増加は一向に止まらず、社会経済活動が大きく制限されています。

この新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、我が国に世界情報が多数入ってきました。戦争をし合っている国、貧困で困っている国、災害で悩んでいる国等様々です。

それと比べ我が国は、平和・安全・自由が確保されています。ただし昨今の日本の周辺は厳しい情勢になりつつある事は皆様もご存じのとおりです。

戦後最大の落ち込みとなっていた日本経済は、格差の拡大と相まって個人事業者を取り巻く経営環境は極めて厳しく、事業の継続・雇用の維持が危ぶまれる緊張した状態が続いています。

当麴町青色申告会も通常の会活動が制限されるなか厳しい年を乗り越えてきました。

この新しい年を迎えるにあたって、本会は会員サービスの充実に努め、デジタル化に対応した組織運営・指導・相談体制の構築を確立したいと考えております。

皆様には、従来にも増して本会の運営と活動にご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新型コロナウイルス感染症の終息と平和な社会の継続、皆様方のご繁栄を祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 謹賀新年

昨年中は、会運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も一層のご支援を賜るとともに、皆様のご事業のご繁栄とご家族のご健勝をお祈り申し上げます。



会長 松江 高光  
副会長 塙 祐茂  
同 早速 晴邦  
同 石井 剛  
他役職員一同



## 新年のあいさつ

麴町税務署長 芦田 眞一

新年、あけましておめでとうございます。

令和5年の年頭に当たり、一般社団法人麴町青色申告会の会員の皆様方に、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

松江会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年のご活動の振り返り、新型コロナウイルス感染症の影響により会活動が制限される中で、会員の方々への指導はもちろんのこと、記帳指導や税の広報活動などに積極的に取り組んでいただき、大変心強く感じております。

また、長年にわたり青色申告制度の普及・育成及び申告納税制度の健全な発展にご尽力いただいていることに対しまして、心から敬意を表しますとともに感謝申し上げます。

さて、まもなく令和4年分の確定申告の時期を迎えます。

昨年同様、申告書作成会場は、東京国税局築地庁舎の1階に6署合同（神田署・麴町署・京橋署・日本橋署・江東東署・江東西署）で開設いたしますが、本年も感染症防止対策として、混雑緩和のための入場整理券の発行を行うこととしております。

特に、役員の皆様方のご協力を得ながら青色申告制度の説明等を行っていただいている「青色コーナー」についても会場内に設置することを予定しております。

会場内の感染症防止対策を徹底し、安全を最優先とした運営を行って参りますので、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

国税庁ではICTを活用した「納税者利便の向上」及び「課税・徴収の高度化・効率化」を柱とする「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」を念頭に「税務手続のデジタル化」、「税務署窓口のスマート化」等の取り組みのより一層の推進に取り組んでおります。

その中でも重要な取組として、スマートフォンなどを利用したe-Taxの更なる利用促進やキャッシュレス納付の利用拡大があると考えておりますので、皆様方におかれましては各種手続のデジタル化の普及推進に対し、より一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

更には、本年10月1日から消費税インボイス制度がよいよ開始されます。

制度開始時から適格請求書発行事業者になるためには、原則3月31日までに登録申請を行っていただく必要があります。申請期限の3月は確定申告の時期と重なり、申告書に合わせて登録申請をする事業者が多くいらっしゃるかと想定されます。混み合うことが予想されますので、適格請求書発行事業者の登録が必要な会員の皆様方におかれましては、早期に登録申請手続を行っていただきますようお願い申し上げます。

結びにあたり、本年の干支である「うさぎ」の長い耳は福を集めると言われています。本年卯年が一般社団法人麴町青色申告会の役員及び会員の皆様方にとりまして、ご多幸な年となりますよう心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

## 令和4年分の確定申告相談のご案内

令和4年分の確定申告の時期を目前に控え、事務局では、1月23日(月)より令和4年分の確定申告相談を下記のとおり開催します。今年も、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、事前にご希望の日時をご予約の上、ご来所ください。なお、体調がすぐれない方は無理をなさらず、後日のご来所をお願いします。

また、インボイスに関するご質問やご相談も受け付けています。

### 記

#### 1. 期 間

1月23日(月)～3月15日(水)、消費税の相談は3月31日(金)まで  
平日の10:00～12:00、13:00～16:00

#### 2. 相談に必要な書類等

- (1) 令和3年分確定申告書・青色決算書(控)、マイナンバーカード
- (2) パソコン(会計ソフト利用の方)
- (3) 給与や年金等の源泉徴収票、その他所得のわかるもの
- (4) 社会保険料控除(健康保険、介護保険、国民年金等)の証明書
- (5) 生命保険料控除、地震保険料控除の各証明書
- (6) 寄付金控除の証明書等
- (7) 医療費控除の明細書【内訳書】(医療保険者から交付を受けた医療費通知)

※ 税務署から送付された「確定申告のお知らせ」ハガキ又は封書をご持参ください。

「確定申告のお知らせ」には、予定納税額・振替納税の有無、消費税に関する届出状況など、確定申告に必要な情報が載っています。

以上

## 源泉徴収義務者(給与の支払者)の方へ

専従者給与、従業員やパート等の年末調整の指導を希望される方は、お早目にお越しください。

## 令和5年度固定資産税(償却資産)申告のお知らせ

令和5年1月1日現在、償却資産を所有されている方は、償却資産が所在する区にある都税事務所に、令和5年1月31日(火)までに申告書をご提出ください。

▼ 前ページから

## 65万円の青色申告等別控除を受けるには

以下の①又は②のいずれかが必要です。

### ① e-Tax を利用

65万円の控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、e-Taxで確定申告書及び青色申告決算書のデータを送信する必要があります。

なお、国税庁ホームページで確定申告書及び青色申告決算書のデータを作成し、e-Taxで送信することもできます。

### ② 電子帳簿保存を利用(令和4年1月1日より施行)

電子帳簿保存とは、電子的に作成した帳簿について、一定の要件の下で、電子データのまま保存できる制度です。

令和3年度の税制改正により電子帳簿保存法が改正され、令和4年1月1日以後に電子帳簿保存を行う場合は、事前の税務署長の承認は不要となりました。

この制度の下、65万円の控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、法定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出することが必要となります。ただし、令和3年分以前に電子帳簿保存の承認を受けている場合には、そのまま令和4年分以降も青色申告特別控除65万円を適用することができます。

※ 令和4年分の所得税確定申告から65万円の控除を受ける方は、令和5年3月15日までに確定申告書とともに届出書を税務署に提出してください。また、「過少申告加算税の軽減特例の適用」を受けるためには所定の届出書を提出する必要があります。

## 令和4年分申告期限・納付期限のお知らせ

### 【申告所得税及び復興特別所得税】

申告期限	納期限(法定納期限)	振替日
令和5年3月15日(水)	令和5年3月15日(水)	令和5年4月24日(月)

### 【消費税及び地方消費税(個人事業者)】

申告期限	納期限(法定納期限)	振替日
令和5年3月31日(金)	令和5年3月31日(金)	令和5年4月27日(木)